

# 東京都公報

発行 東京都

●東京都告示第七百六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年七月一日

東京都知事 小池百合子

○令和七年東京都告示第三百九十二号（都税に係る  
徴収金の取納委託）の一部改正……………  
……………（主税局徴収部徴収指導課）……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………  
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）……………

## 告示

### 告示

### 目次

○東京都告示第七百六十六号  
令和七年東京都告示第三百九十二号（都税に係る徴収金の取納委託）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

東京都知事 小池百合子

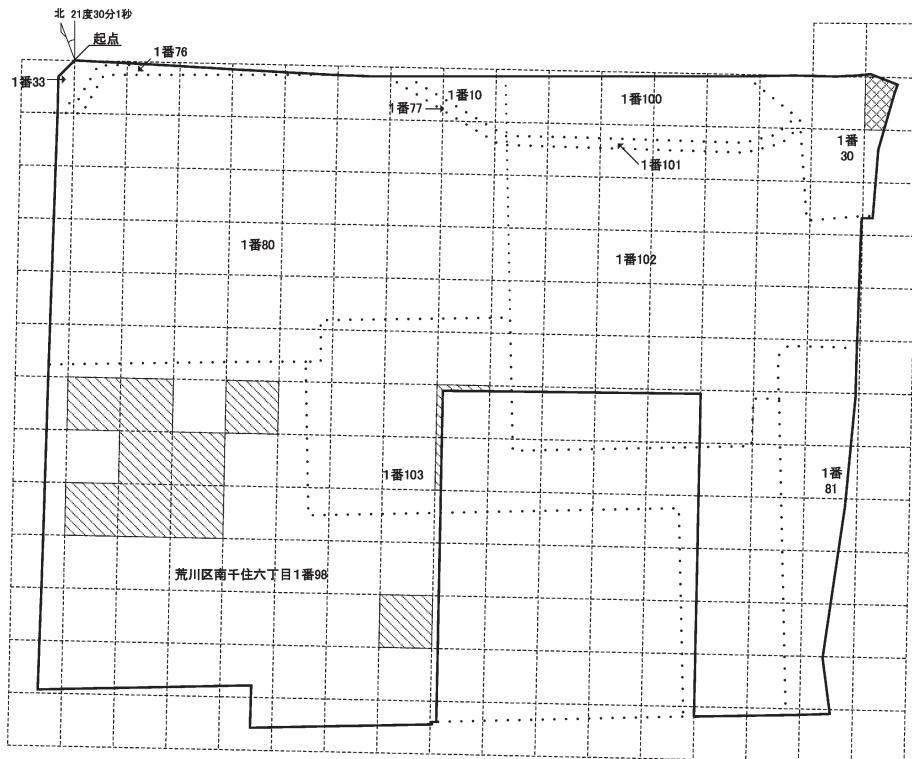
〔港区高輪二丁目二  
十一番一号 TH〕

表中「千代田区飯田橋三  
丁目十番十号」を  
R L A R 1 N O  
に改

TH

める。

別図



## 【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第707号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(この告示で指定する区域)

## 【起点】

起点は、荒川区南千住六丁目1番33の最北端とする。

## 【格子の回転角度】

21度30分1秒  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

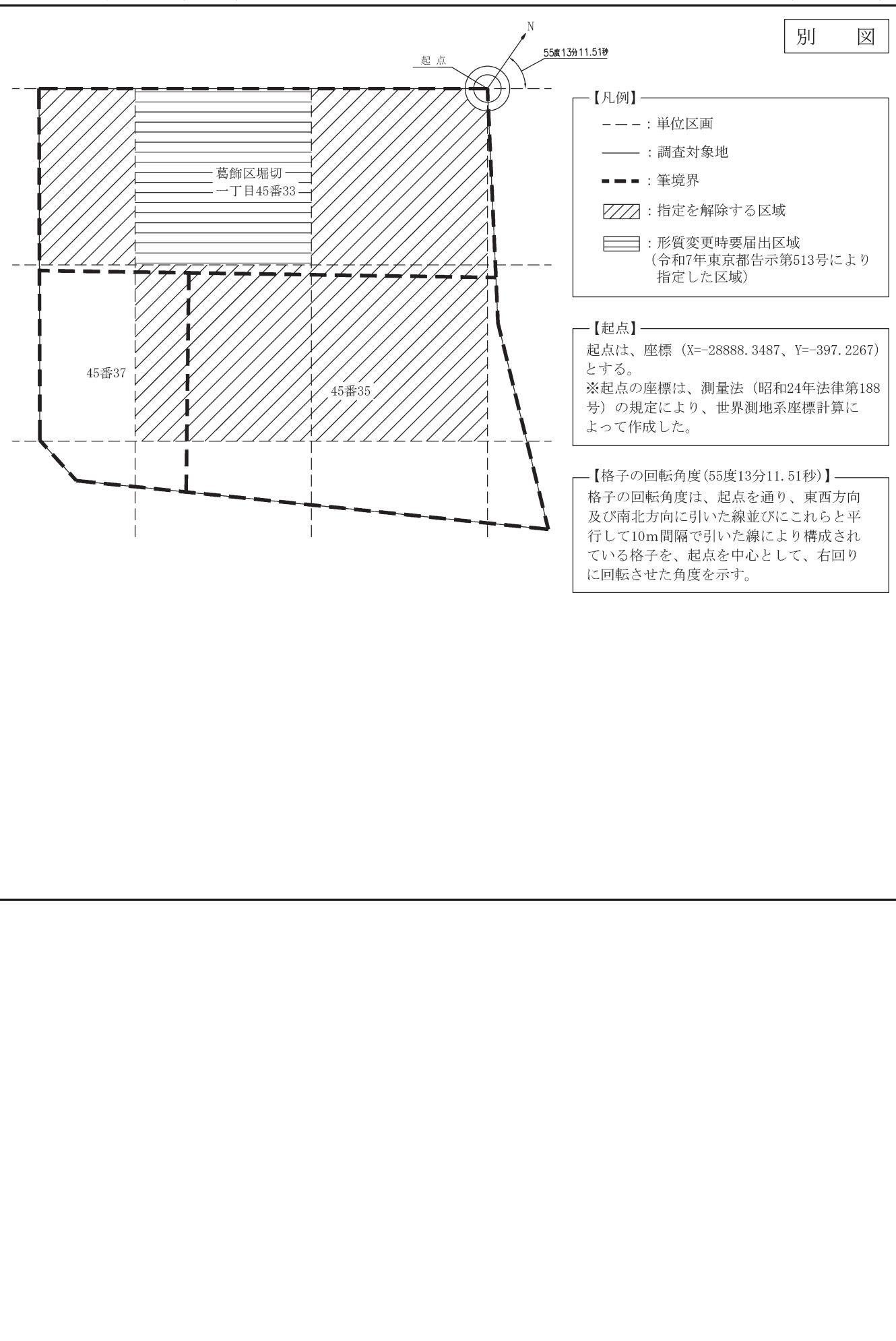
● 東京都告示第七百六十八号  
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條  
第二項の規定により、令和七年東京都告示第五百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次とおり告示する。

令和七年七月一日

東京都知事 小池百合子  
一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区堀切一丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

一本号 一箇月

(郵送料を含む) 六、六〇〇円 三〇円

印刷所

電話 東京都

○三(三八一二二)五二〇一(代) 文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の生産、

リサイクルができます。